



平成 19 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 高 須 武 男
 (コード番号7832 東証第一部)
 問合せ連絡先名 経営管理部 ゼネラルマネージャー
 浅 古 有 寿
 (TEL : 0 3 (5 7 8 3) 5 5 0 0)

バンダイネットワークス株式会社の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 8 日開催の取締役会において、バンダイネットワークス株式会社 (コード番号 : 3725 JASDAQ 以下、「バンダイネットワークス」といいます。) の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け (以下、「本公開買付け」といいます。) の開始を決議し、平成 19 年 11 月 9 日から実施してまいりましたが、当該公開買付けが平成 19 年 12 月 10 日をもって終了いたしましたので、その結果につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要 (平成 19 年 11 月 8 日公表)

(1) 対象者の名称 バンダイネットワークス株式会社

(2) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した買付予定の下限	③株式に換算した買付予定の上限
株 券	58,435 株	— 株	— 株
新 株 予 約 権 証 券	1,225 株	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株	— 株
株券等預託証券	— 株	— 株	— 株
合 計	59,660 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けでは、金融商品取引法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券又は応募新株予約権証券 (以下、「応募株券等」といいます。) の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにより当社が取得する株券等の最大数は、「株式に換算した買付予定数」に記載しているとおり、バンダイネットワークスの第7期有価証券報告書 (提出日 : 平成19年6月18日) に記載された平成19年3月31日現在の発行済株式総数 (193,435株) から当社が所有する株式数 (135,000株) を控除し、平成19年4月1日以降公開買付け期間末日までに、新株予約権 (245個) の行使により発行又は移転 (以下、「発行等」といいます。) した又は発行等される可能性のあるバンダイネットワークスの株式の最大数 (1,225株) を加えた株式数です。

(3)買付け等の期間

平成19年11月9日（金曜日）から平成19年12月10日（月曜日）まで（21営業日）

(4)買付け等の価格

①普通株式 1株につき、金60,300円

②新株予約権

平成16年6月23日開催のバンダイネットワークスの定時株主総会の決議及び平成16年7月21日開催のバンダイネットワークスの取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下、「新株予約権」といいます。）

1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

(1)応募の状況

公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

株券等の種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	58,435株	－株	－株	42,951株	42,951株
新株予約権証券	1,225株	－株	－株	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株	－株	－株	－株
株券等信託受益証券	－株	－株	－株	－株	－株
株券等預託証券	－株	－株	－株	－株	－株
合計	59,660株	－株	－株	42,951株	42,951株

(2)買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	135,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.35%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,378 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.71%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	177,951 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.42%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	560 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.29%)
対象者の総株主等の議決権の数	193,435 個	

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、バンダイネットワークスの第7期有価証券報告書（提出日：平成19年6月18日）に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のあるバンダイネットワークスの株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、バンダイネットワークスの第7期有価証券報告書（提出日：平成19年6月18日）に記載された平成19年3月31日現在の発行済株式総数（193,435株）に係る議決権の数（193,435個）に新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のあるバンダイ

ネットワークス株式に係る議決権の数（新株予約権245個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある株式数1,225株に係る議決権1,225個）を加えた議決権の数（194,660個）としております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては小数点以下第三位を四捨五入しています。

(3)あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算方法
該当事項はありません。

(4)買付け等に要する資金 2,589,945,300 円

(5)決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日
平成19年12月18日（火曜日）

③決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(6)公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所
株式会社バンダイナムコホールディングス 東京都港区港南二丁目16番2号
株式会社ジャスダック証券取引所 東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1)本公開買付けによる業績への影響の見通し
本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、現在精査しており、確定次第発表いたします。

(2)本公開買付け後の方針等
当社は、バンダイネットワークスを完全子会社化することを企図しておりますが、本公開買付けによりバンダイネットワークスの発行済株式の全てを取得できなかったため、平成19年11月8日付「バンダイネットワークス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」にて既にお知らせしておりますとおり、当社を完全親会社、バンダイネットワークスを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行う予定です。本株式交換については、当社は会社法第796条第3項に定める簡易株式交換に該当するものとして、当社の株主総会の承認決議を経ないで行う予定です。また、バンダイネットワークスも、会社法第784条第1項に定める略式株式交換に該当するものとして、同社の株主総会の承認決議を経ないで本株式交換を実施する予定です。

本株式交換が行われる場合、当社が本株式交換に際してバンダイネットワークスの株主（当社を除きます。）に対してその株式に代わり交付することとなる金銭等（当社の株式を含みます。）の内容及び数若しくは額の詳細は現段階では未定ですが、当社は、本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格に準ずる経済的価値の金銭等を交付することを提案する予定です。ただし、本株式交換の対価となる金銭等及びその割当てに関する事項は、当社及びバンダイネットワークスの今後の事業を取り巻く環境の変化、

株式市場及び両社の業績の変動等の影響、本株式交換に係る株式交換契約締結時の両社の株式価値の評価等を踏まえた上で、当社とバンダイネットワークスの協議により決定されますので、その経済的価値は本公開買付けの買付価格とは異なることとなる可能性があります。また、本株式交換に際して、バンダイネットワークスの株主が法令の手続きに従い、バンダイネットワークスに対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本株式交換によりバンダイネットワークスの株主が受領する経済的価値と異なることとなる可能性があります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。なお、本株式交換の実施により、バンダイネットワークスの普通株式は株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

以 上